



島根県報

平成21年7月10日（金）

第2,101号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良法の規定による工事完了の届出	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（3件）	（森 林 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	3
土地収用法の規定による事業の廃止	（用 地 対 策 課）	3
補助金等交付規則第3条の規定により島根県木造住宅耐震診断事業費補助金の交付の対象等を定める告示	（建 築 住 宅 課）	4
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	（会 計 課）	4

【公 告】

肥料の登録事項の変更	（農 畜 産 振 興 課）	5
------------	---------------	---

【人委告示】

平成21年度島根県及び警視庁警察官採用高校卒業程度共同試験の実施		5
----------------------------------	--	---

【正 誤】

平成21年5月15日付け島根県報第2,085号中	（高 齢 者 福 祉 課）	9
平成21年5月19日付け島根県報第2,086号中	（ ” ）	9

告 示**島根県告示第525号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	完了年月日
江津市土地改良区	押手地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成20年12月5日

島根県告示第526号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市旭町都川675-2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第527号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
江津市松川町太田704-2、704-5、704-6、704-9、704-10、704-12
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第528号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 7 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町上赤名3001-3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第529号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成17年島根県告示第768号による保険に付すべき義務は、平成21年6月30日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成21年 7 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

温泉津町加入区

浜田市加入区

益田市加入区

島根県告示第530号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第30条第2項の規定により、次のとおり事業の全部の廃止があり土地を収用し、又は使用する必要がなくなったので告示する。

平成21年 7 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 起業者の名称
出雲市
- 2 事業の種類
出雲阿國座（仮称）整備事業
- 3 収用し、又は使用する必要がなくなった土地の区域
起業地の全部
- 4 事業認定の告示の年月日及び番号
平成21年1月20日島根県告示第38号

島根県告示第531号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県木造住宅耐震診断事業費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成21年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 補助金等の名称
島根県木造住宅耐震診断事業費補助金
- 2 交付の目的
地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図ることを目的とする。
- 3 交付の対象となる事務又は事業の内容
次の各号のいずれにも該当する木造住宅（賃貸住宅を除く。）の所有者が行う耐震診断
 - (1) 耐震改修促進計画を策定した島根県内の市町村に所在するもの
 - (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - (3) 在来軸組構法、枠組壁工法及び伝統的構法によるもの
 - (4) 階数が3階以下で、延べ床面積が500平方メートル以下のもの
 - (5) 自ら所有し、現に居住するもの
- 4 補助金等の額
耐震診断に要する経費として必要と認める額（住宅の床面積に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額と耐震診断技術者に支払う診断費用のうちいずれか少ない額）から5,000円を控除した額。ただし、1戸当たり60,000円を限度とし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。

島根県告示第532号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成21年8月22日から施行する。

平成21年7月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3号の表信用組合広島商銀の項を削る。

公

告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり登録事項に係る変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成21年7月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名 又は名称	主たる事務所の所在地		変更年月日
				変更前	変更後	
島肥登第 389号	乾燥菌体肥料	7.0乾燥酵母肥料1号	日本製紙ケミカル株式会社	東京都千代田区五番町5番地1	東京都千代田区一ツ橋一丁目2番2号	平成21年5月11日
島肥登第 390号	乾燥菌体肥料	6.5乾燥酵母肥料2号	日本製紙ケミカル株式会社	東京都千代田区五番町5番地1	東京都千代田区一ツ橋一丁目2番2号	平成21年5月11日

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第4号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成21年度島根県及び警視庁警察官採用高校卒業程度共同試験を次のとおり実施する。

平成21年7月10日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

1 受付期間

平成21年7月13日（月）～同年8月7日（金）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。郵送による場合は、8月7日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、7月31日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員		職務内容
男性	島根県	12名	島根県警察本部又は県内の警察署（警視庁については、警視庁又は東京都内の警察署）に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
	警視庁	5名	
女性	2名		
武道B	1名		島根県警察本部又は県内の警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

- (1) 年齢、資格等

採用区分	年 齢 ・ 学 歴 ・ 資 格 等
男性 女性	ア 昭和51年4月2日から平成4年4月1日（警視庁については、昭和54年9月22日から平成4年4月1日）までに生まれた者（警視庁については、男性に限る。）。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び平成22年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。
武道B	次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者及び平成22年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。 イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者（柔道は、平成22年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上）

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合格発表
第1次試験	平成21年9月20日（日） 受付時間 8:40～9:00	松江 市	島根県職員会館 （松江市内中原町）	10月9日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。
	試験時間（予定） 9:30～17:00		浜田 市	
第2次試験	11月上旬に松江市で実施する予定（詳細は第1次試験合格通知の際に通知する。）			11月27日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者（棄権者を除く。）に結果を通知する。

※採用区分「男性」と「武道B」は併願可とする。但し、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」「武道B」両方で合格対象となった場合は、「武道B」から先に判断し、「武道B」合格者は、高校卒業程度（男性）では、合格対象としないこととする。

※この試験の第2次試験は、島根県と警視庁では試験日が異なる。

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容
	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（高校卒業程度）。なお、一定の基準を満たさない者は不合格とする。
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満た

第 1 次 試 験		さない者は不合格とする。
	男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 (警視庁については、おおむね48キログラム以上) ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 (警視庁については、基準なし) ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 (警視庁については、両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも裸眼視力がおおむね0.1以上で矯正視力が両眼とも1.0以上) ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。
	特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第 2 次 試 験	人物試験 (500点)	人物並びに警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)

対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定(英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定(国連英検)	D級以上
	柔道 初段以上(講道館認定)	
	剣道 初段以上(全日本剣道連盟認定)	
	対象特技を証明する書類(合格証書・段位証書)の原本とその写し(A4判)を第1次試験受付	

確認方法	時に提出する。 次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合
------	--

(2) 武道B

区分	試験種目	内 容			
第1次試験	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（高校卒業程度）。なお、一定の基準を満たさない者は不合格とする。			
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;">男</td> <td> ・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 </td> </tr> <tr> <td>性</td> <td> ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> </table>	男	・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。	性
男	・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。				
性	・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。				
第2次試験	専門実技試験 (300点)	警察官（武道）として職務遂行上必要な体力、技能を有するかどうかの実技試験 ①課題技を与える基本的技能 ②試験補助員との試合形式による実践的技能			
	人物試験 (500点)	人物並びに警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）			
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験			
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査			
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）			

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、島根県又は東京都の警察官採用候補者名簿に登録され、それぞれの任命権者（島根県警察本部長又は警視總監）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

- (2) 上記3の受験資格を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。
- (3) 採用後は、巡査に任命され、島根県の警察学校（警視庁については、警視庁または東京都内の警察学校）に入校し、10月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署（警視庁については、警視庁または東京都内の警察署）に配置される。

8 給与

初任給は、島根県警察官の場合、平成21年4月1日現在、高校卒18歳で月額164,700円で、このほか給与条例等の定めに従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（高校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合（6%）の減額措置を実施している。

9 その他

受験申込みに当たっては、島根県のみ志望又は島根県及び警視庁を志望のいずれかを選択すること。警視庁のみを志望することはできない。

島根県及び警視庁を希望する者のうち、島根県で第1次試験に合格した者は、警視庁への志望は考慮されない。

正 誤

平成21年5月15日付け島根県報2,085号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から15	第115条の9第1号	第115条の10第1号

平成21年5月19日付け島根県報2,086号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から5	第115条の9第1号	第115条の10第1号